

福祉特別定期預金

令和6年4月1日現在

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | ・福祉特別定期預金（スーパー定期） |
| 2. 販売対象 | ・当金庫で遺族基礎年金、障害基礎年金を受給されている方 （確認のため国民年金証書等をご提示ください） |
| 3. 期 間 | ・1年（定型方式） 自動継続の取扱いはできません |
| 4. 預 入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 | ・一括預入 ・100円以上、お一人300万円以内 （年金等をお受け取りになっている店舗に限定させていただきます） ただし、介護支援定期預金の残高はこの預入金額に含まれます ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して払い戻します |
| 6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払方法 （3）計算方法 | ・固定金利 ・預入時の店頭表示のスーパー定期1年の利率に0.10%上乗せした利率 ・預入期間中は、当金庫で継続して年金をお受け取りいただくことが必要で す（満期到来時の直近の振込月に年金の振込がない場合、預入時に遡って 優遇金利は適用されません） ・預金者が預入期間中に死亡等により受給者でなくなった場合はこれに伴う 名義変更があった場合でも、満期日までは当初の約定利率を適用します ・満期日以後に一括してお支払いします ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 |
| 7. 税 金 | ・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） |
| 8. 手 数 料 | ・なし |
| 9. 付加できる特約 事項 | ・マル優の取扱いができます |
| 10. 中途解約時の取 扱い | ・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率および 預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息ととも に支払います A. 6カ月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6カ月以上1年未満…証書面記載の利率×20% 但し、年金のお振込みがない場合は、預入時 の基準利率×20%といたします |
| 11. 金利情報の入手 方法 | ・金利については窓口までお問い合わせください |
| 12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室(9時 ～17時、電話:0120-294-864)にお申し出ください。 紛争解決措置 福井弁護士会(電話:0776-23-5255)または金沢弁護士会(電 話:076-221-0242)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03 -3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲 裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希 望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室 または全国しんきん相談所(9～17時、電話:03-3517-5825)に お申し出ください。 |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、ふくしんお客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>13. その他参考となる事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・取扱期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月） ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険対象預金を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） |